

制度解説

「核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出」について

[火災予防条例第59条](#)では、核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質のうち、消防総監の指定するものの貯蔵し、又は取り扱う場合に、あらかじめ消防署長に届け出なければならないことが規定されています。

これらの物質には、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、貯蔵し、又は取り扱う施設等で火災が発生し、あるいは当該物質が漏えいした場合には、通常の火災等には見られない特殊、かつ、重大な被害が生じる危険性があります。そこで、本条に基づく届出によりその実態を把握し、火災の予防及び消防活動面から適切な指導を行うことを目的としています。

なお、届出を要する具体的な物質は、[火災予防施行規程第10条](#)に規定されています。

「火災予防条例」

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第 59 条 核燃料物質，放射性同位元素，圧縮ガス，液化ガス，毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防総監の指定するものを業として貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その品名，数量その他当該物質の貯蔵又は取扱いに関して消火活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。

「火災予防施行規程」

(消火活動に支障を生ずる物質)

第10条 条例第59条に規定する核燃料物質，放射性同位元素，圧縮ガス，液化ガス，毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防総監が指定するものは，次のとおりとする。

(1) 核燃料物質で，次に掲げるもの

イ ウラン 235 及びその化合物

ロ トリウム及びその化合物

ハ イ又はロに該当する物質の1又は2以上を含む物質で，原子炉において燃料として使用できるもの

ニ プルトニウム及びその化合物

ホ ウラン 233 及びその化合物

ヘ ニ又はホに該当する物質の1又は2以上を含む物質

(2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第3条から第3条の3まで及び第4条の2に規定する許可又は届出の対象となる放射性同位元素

(3) 圧縮ガス及び液化ガスで，次に掲げるもの

イ 高压ガス（高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）のうち，圧縮，液化その他の方法で製造するもの（冷凍設備で製造するものを除く。）

ロ 冷凍設備で製造する高压ガスについては，1日の冷凍能力が20トン（当該ガスがフロンガスの場合にあつては，50トン）以上の設備で製造するもの又は2.25キロワット以上の冷凍設備内で製造する可燃性のもの

ハ 販売のため貯蔵し，又は取り扱う高压ガス

ニ 貯蔵し，又は消費する高压ガスについては，次の表に掲げる種類に応じた数量（ガスの容積は，ガスが圧縮ガスであるときは，温度零度，圧力（ゲージ圧をいう。）零パスカルにおける容積に換算した容積とし，ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは，液化ガス10キログラムをもつて容積1立方メートルとみなす。ホにおいて同じ。）以上のもの

種 類	数 量
許容濃度が100万分の10を超え100万分の100以下の毒性ガス	10立方メートル
許容濃度が100万分の0.1を超え100万分の10以下の毒性ガス	1立方メートル
許容濃度が100万分の0.1以下の毒性ガス	0.1立方メートル
空気中における爆発下限界が5パーセント以下で高压ガス保安法第44条第4項に定める容器の規格以外の容器に充てんした可燃性ガス	5立方メートル
アセチレンガス	10立方メートル
可燃性ガス	30立方メートル
液化酸素ガス	500キログラム
その他の高压ガス	300立方メートル

ホ 高压ガス以外の毒性ガスについては，次の表に掲げる種類に応じた数量以上のもの

種 類	数 量
-----	-----

許容濃度が 100 万分の 10 を超え 100 万分の 100 以下のもの	10 立方メートル
許容濃度が 100 万分の 1 を超え 100 万分の 10 以下のもの	1 立方メートル
許容濃度が 100 万分の 1 以下のもの	0.1 立方メートル

(4) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する毒物及び劇物（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定するものを除く。）で、次に掲げる数量以上のもの

イ 毒物については、30 キログラム

ロ 劇物については、200 キログラム

(5) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定する火薬類で、次の表に掲げる種類のもの（数量が指定されているものにあつては、当該数量を超えるもの）

種 類		数 量
火薬		5 キログラム
爆薬		
火 工 品	工業雷管及び電気雷管	
	信管及び火管	
	導爆線	
	鉋さい破碎器及び爆発せん孔器	
	爆発びよう	
	油井用火工品	
	鉄道車両用，車両用，船舶用及び航空機用火工品	
	銃用雷管	2,000 個
	信号雷管	25 個
	実包及び空包（建設用びよう打銃用空包を除く。）	800 個
	導火線	100 メートル
	電気導火線	500 個
	信号 焰 管及び信号火せん	5 キログラム
	煙火（がん具煙火を除く。）	5 キログラム
	薬液注入用薬包	200 個
	建設びよう打銃用空包	2,000 個
	コンクリート破碎器	1,000 個
	ロープ発射用ロケット	10 個

	がん具煙火	25 キログラム（クラッカーボールのうち直径が1センチメートル以下，重量が1グラム以下のもので爆発音を出すための爆薬が0.08グラム以下のものは，5キログラム）	
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する病原体等のうち，次に掲げるもの イ 一種病原体等 ロ 二種病原体等 ハ 三種病原体等 ニ 四種病原体等 ホ 新型インフルエンザ等感染症の病原体（ニに掲げるものを除く。） ヘ 指定感染症の病原体等 ト 新感染症の病原体等			